日本海新聞　令和 2 年 4 月 9日 （木）

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

賃金と最低賃金の比較は

Q 月給制で支払っている当社の賃金が鳥取県最低賃金（時間額790円）以上であることを確認するには、どうすればいいですか。

A 鳥取県最低賃金は2019年10月5日から、時間額790円に改正されています。

賃金が時間給の場合はそのまま比較します。

日給の場合は、その金額を1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合は1週間における1日平均所定時間数）で割った1時間当たりの金額と比較します。

月給の場合は、その金額を月の所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合は1年間における1カ月平均時間数）で割った1時間当たりの金額と比較します。

例えば月給（基本給）12万円、職務手当が月額8千円、通勤手当が5千円、1日の所定労働時間8時間、1カ月の平均所定労働日数が20日（年間休日126日、年間所定労働日数240日）のケースでは、月額賃金の基本給と職務手当を合計した12万8千円を1カ月の所定労働時間数160時間（8時間×20日）で割ると、時間額800円となり、最低賃金額790円以上であることが確認できます。

なお、最低賃金との比較に際しては、時間外・休日・深夜の割増賃金や精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与などは算入しません。

鳥取労働局賃金室　電話0857－29－1705